

健診・保健指導 機関番号 (半角数字)	実施機関名	郵便番号 (半角数字・ハイフンあり)	所在地※1	電話番号※2 (半角数字・ハイフンあり)	受託業務※3						登録番号※6(適格請求書発行者)	登録年月日※7	取消年月日※8
					特定健康診査			特定保健指導					
					実施形態	詳細項目※4	健康 診察 実施 状況	健康 指導 実施 状況	健康 診察 実施 状況	健康 指導 実施 状況			
0611710401	医療法人社団明山会 山形ロイヤル病院	999-3712	山形県東根市大森二丁目3-6	0237-43-8080		○	○	○	○	○			
0611710674	医療法人山本内科医院	999-3711	山形県東根市中央四丁目五番2-4号	0237-43-0180		○	○	○	○				
0612210161	玉誠堂総合病院附属中山診療所	990-0401	山形県東村山郡中山町長崎3030-1	023-662-5011		○	○	○	○				
0612210310	医療法人花開藤野木医院	990-0301	山形県東村山郡山辺町大字山辺1068	023-664-5345		○	○	○	△				
0612210427	医療法人ひでたま胃腸科眼科クリニック	990-0301	山形県東村山郡山辺町大字山辺6139-6	023-665-8876		○	○	○	○				
0612710475	さゆりクリニック	999-0602	山形県西置賜郡飯豊町大字萩生4362	0238-87-8250		○	△	○	△		17390005005251	R5.10.1	
0613010511	医療法人阿部内科胃腸科医院	999-7727	山形県東田川郡庄内町南野字南浦95-1	0234-44-2121		○	○	○	○				
0613010610	医療法人張仁会成澤医院	999-6606	山形県東田川郡庄内町清川字腹巻野45の1	0234-57-2030		○	○	△	○				
0613010636	かとう医院	999-7781	山形県東田川郡庄内町余目字町15番地1	0234-43-3032		○	○	△	○				
0613010651	医療法人奥山医院	999-6601	山形県東田川郡庄内町野川小野里117	0234-56-2013		○	○	△	○				
0613010669	医療法人社団天眞堂菅原医院	999-7781	山形県東田川郡庄内町余目字町265	0234-43-3010		○	○	△	○				
0613010784	森田内科クリニック	999-7781	山形県東田川郡庄内町余目字土堤下19-3	0234-43-8701		○	○	△	○				
0613210269	順仁堂 遊佐病院	999-8301	山形県飽海郡遊佐町遊佐字石田7	0234-72-2522		○	○	○	○				
0613210319	医療法人社団菅原医院	999-8522	山形県飽海郡遊佐町北目字菅野谷地102	0234-77-2507		○	○	△	○				
0613210392	土門医院	999-8435	山形県飽海郡遊佐町庄泉字開元65	0234-76-2325		○	○	△	○				
0615010022	独立行政法人国立病院機構米沢病院	992-0083	山形県米沢市大字三沢26100-1	0238-22-3210		○	○	△	○				
0610115412	横山クリニック	990-2432	山形県山形市荒橋町二丁目20番21号	023-622-8822		○	○	○	○				
0610411746	かつみ内科クリニック中央院	992-0045	山形県米沢市中央7丁目3-10	0238-27-8317		○	○	△	○				

- ※1 所在地の欄については、都道府県名から省略せずに記入。
- ※2 電話番号の欄については、市外局番から省略せずに記入。
- ※3 受託業務の欄については、当該実施機関において、受託する(あるいは該当する)項目に「○」を記入。
実施形態の欄は、各機関の該当する実施形態を選択。原則としていずれか一方に「○」を記入。
- ※4 詳細項目の欄については、当該実施機関において実施できる項目に「○」、再委託により実施する項目に「△」を記入。
- ※5 健診当日に初回面接の受託業務を行う実施機関については、特定健康診査の受託業務を行い、かつ特定保健指導の「動機付け支援」及び「積極的支援」業務の受託を行う実施機関のみとなる。
- ※6 適格請求書発行者である場合に登録番号を記入。
- ※7 適格請求書発行者の登録通知書に記載された登録年月日を記入。
- ※8 第3号様式(適格請求書発行者の登録の取消しを求める旨の届出書)の「登録の効力を失う日」を記入。
- ※6～8 保険者及び実施機関での協議に基づき必要な場合に記入。